

平成 23 年 5 月 23 日

各位

委託会社名 大和証券投資信託委託株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 石橋 俊朗
担当者の役職氏名 経営企画部広報課長 渡邊 和美
(連絡先 03-5695-2524)

「ダイワ上場投信・TOPIX-17」の信託約款変更のお知らせ

下記に掲げる上場投資信託について、信託報酬率を引き下げするため、信託約款の変更を行なうことをお知らせいたします。

記

1. 変更対象投資信託の名称

「ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品」	(コード番号 1634)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源」	(コード番号 1635)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材」	(コード番号 1636)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学」	(コード番号 1637)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品」	(コード番号 1638)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機」	(コード番号 1639)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄」	(コード番号 1640)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械」	(コード番号 1641)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密」	(コード番号 1642)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他」	(コード番号 1643)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス」	(コード番号 1644)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流」	(コード番号 1645)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売」	(コード番号 1646)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売」	(コード番号 1647)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行」	(コード番号 1648)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融 (除く銀行)」	(コード番号 1649)
「ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産」	(コード番号 1650)

2. 変更内容および変更理由

商品の魅力を高めるため、信託報酬 (※) の年率を、0.28%以内から 0.18%以内に引き下げる旨の信託約款の変更を行ないます。

(※) 信託財産に属する株式の貸付による品貸料にかかる信託報酬を除きます。

(注) 年率の数字は、信託財産の純資産総額に対する税抜きの率。

3. 変更適用日

平成 23 年 5 月 24 日

(金融庁への信託約款変更の届出は、平成 23 年 5 月 23 日に行ないました。)

4. 書面決議手続き

当該信託約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行なっておりません。

以上

信託約款 新旧対照表

ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融（除く銀行）
 ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産
 （平成23年5月24日変更）

変 更 後	現 行
<p>（信託報酬等の額および支弁の方法）</p> <p>第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の18以内の率を乗じて得た額</p> <p>2. 第22条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</p> <p>②～③ （略）</p>	<p>（信託報酬等の額および支弁の方法）</p> <p>第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号の額に第2号の額を加算して得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額</p> <p>2. 第22条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に100分の50以内の率を乗じて得た額</p> <p>②～③ （略）</p>